# 松江市設計業務等設計変更ガイドライン

# 適切な設計変更のために!

「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年4月1日施行)」の主旨を踏まえ、契約関係における責任の所在の明確化と契約内容の透明性の向上を図るため、適正かつ円滑な設計変更・契約変更手続きを行うツールとして活用することを目的とする。

平成30年7月1日策定

契約検査課 建設工事監理室

## 一目 次一

<このガイドラインに記載する条項は、「松江市土木設計業務等委託契約書」を例に示す>

1	はじめ	OK	
	(1)	設計変更ガイドライン策定の目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
	(2)	設計変更ガイドライン策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	設計変	で更の基本事項	
	(1)	設計図書変更の基本事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(2)	設計図書変更の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	設計変更の基本的な取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(4)	設計変更の対象となる項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	業務実	を施にあたっての留意事項	
_	(1)	発注者・受注者共通の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2)	発注者の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(3)	受注者の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4		で更の対象となり得るケース (オング・カー・カー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	
	(1)	設計図書に誤りがある場合等(契約書第17条第1項第1、2号) ············	
	(2)	設計図書の表示が計画でない場合 (契約書第17条第1項第3号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	設計図書と現場の不一致がある場合等(契約書第17条第1項第4、5号) ・・・・	
	(4)	発注者が必要と認める場合(契約書第 18 条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(5)	業務中止の場合 (契約書第 19 条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(6)	履行期間を延長する場合(契約書第 21 条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(7)	履行期間を短縮等する場合(契約書第22条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(8)	「設計図書の照査」の範囲を超える場合(共通仕様書の点検に関する条項)・・8、	9
5	設計変	ご更の対象とならないケース	
Ŭ	(1)	基本事項(契約書第23、24条の変更は原則不可) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(2)	設計変更とならない場合の具体例 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
6		で更の手続	
	(1)	B1819030 1777	0
	(2)	設計変更の手続フロー (契約書第 17 条の場合) ····· 1	1
7	関連事	·····································	
	(1)		2
	(2)	指定・任意の正しい運用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
		円滑な設計変更 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	V <del>on</del> del 5		
	資料〕 ▲ */\>`	[古十十] 引出	17
•		፲市土木設計業務等委託契約書【抜粋】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14〜ご 契約書第 2・3・17・18・19・20・21・22・23・24・25・29・32 条)	Ιĺ
	しき	ヒトアン盲界 4゚0゚11゚10゚13゚40゚41゚44゚43゚44゚43゚49゚434 宋/	

<sup>※「</sup>契約書」とは、松江市が定める業務委託契約書をいう。ただし、条文番号は、土木設計業務等委託契約書を例に示すが、建築設計業務委託契約書の条文番号は異なる。

<sup>※「</sup>共通仕様書」とは、設計業務、測量業務、地質・土質調査及び解析業務、補償業務の各業務共通仕様書をいう。

# 1 はじめに

#### (1) 設計変更ガイドライン策定の目的

公共工事に関する測量・調査・設計業務等(以下「設計業務等」という。)は、多岐にわたる専門分野の成果品を自然条件、及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものであるが、業務の過程において予見できない事態が発生し、業務内容の変更や業務の一時中止が避けられない場合があります。

こうした場合に改正品確法の主旨を踏まえ、受注者・発注者が共通認識のもと、適正かつ 円滑な設計・契約変更等の手続きを実施することが必要であることから、設計変更ガイドラインを策定するものである。

このガイドラインは、設計変更を行わなければならなくなった場合に、松江市設計業務等 委託契約書(以下「契約書」という。)に基づき、留意点や設計変更を行う事例を明示する ことで、契約関係における責任の所在の明確化、及び契約内容の透明性の向上を図り、設計 変更手続きの円滑化・適正化を図ることを目的とする。

## (2) 設計変更ガイドラインの適用

このガイドラインは、松江市が発注する設計業務等(設計業務、測量業務、地質・土質調査及び解析業務、補償業務)の設計変更に適用する。

# 2 設計変更の基本事項

## (1) 設計図書変更の基本事項

- ◆「設計変更」とは、業務の履行にあたり設計図書の内容を変更することをいう。
- ◆「契約変更」とは、以下の変更の決定に基づき、契約の変更を行うことをいう。
- 履行期間の変更 〔契約書第23条〕
- 業務委託料の変更 〔契約書第24条〕

## (2) 設計変更の留意事項

設計図書の変更・指示にあたっては、下記の事項に留意する。

- 受注者・発注者は、当初契約の考え方や 設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
- 受注者・発注者は、当該業務での設計図書変更の必要性を明確にし、 設計図書の変更 は書面で行う。なお、「協議」「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変 更は行わない場合もある。
- 設計図書の変更手続きは、必要が生じたその都度、受注者・発注者は遅滞なく行うものとする。
- 技術提案の内容が、設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。 (プロポーザル方式の場合)

#### (3) 設計変更の基本的な取扱い

## ◆ 設計変更になるケース

以下のような事例で所定の手続きを経た場合は、設計変更の対象となる。

- 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない 事項が確認された場合
- 当初発注時点で想定の業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合 (改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
- 受注者の責によらない委託期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合
- 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を受注者が実施する場合

## ◆ 設計変更にならないケース

以下のような場合は、原則として設計変更が困難である。

ただし、契約書第25条(臨機の措置)の場合はこの限りでない。

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に 判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
- 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- 契約書・共通仕様書に定められている、所定の手続きを経ていない場合
- 正式な書面による指示等がない時点で、業務を実施した場合

## (4) 設計変更の対象となる項目

契約書で定める設計変更となる項目は、下記のとおりです。

## 表1 設計変更の対象となる主な事項とその根拠

契約書 の条項	設計変更の対象となる事項	履行期間 の変更	業務委託料 の変更
第17条	設計図書の履行条件等との相違が確認された場合 (「受注者から確認を求める事項一覧表」参照)	0	0
第18条	発注者が必要であると認め、設計図書等を変更する場合	0	0
第 19 条	業務を一時中止する場合	0	0
第20条	受注者の提案により設計図書等を変更する場合	0	0
第21条	受注者の請求により履行期間を延長する場合	0	0
第 22 条	発注者の請求により履行期間を短縮する場合	0	0

# 表2 発注者の責めに帰すべき事由があり、発注者が負担しなければならない例

契約書 の条項	事例の内容		
第 17 条	設計図書と業務内容が不整合のため修補を指示し、発注者にその責がある場合		
第17条 特許権、商標権等に係る履行方法等を指定しながら、対象である旨の明示 かつ、受注者がその存在を知らなかった場合			
第 25 条	臨機の措置をとった場合 (受注者が負担することが適当でないと認められる部分)		
第 26 条 第 27 条			
第 28 条	天災等不可抗力により損害が発生した場合 (業務委託料の100分の1を超える損害額)		
第 29 条	委託料の額の変更に代えて、設計図書を変更する場合 (設計図書の内容変更)		
第32条 引渡前に成果品を使用したことにより、発注者が受注者に損害を与えた場			

#### 表3 受注者から確認を求める事項一覧表

7. 23. 11. 24. 12. 24. 24. 24. 24. 24. 24. 24. 24. 24. 2					
契約書の条項	条件変更等の内容				
第17条第1項第1号	設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書 が一致しない場合 (これらの優先順位が定められている場合を除く)				
第17条第1項第2号	設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)がある場合				
第17条第1項第3号	設計図書の表示が明確でない場合				
第17条第1項第4号	履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と、 実際の履行条件が相違する場合				
第17条第1項第5号	設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合				

# 3 業務実施にあたっての留意事項

## (1)発注者・受注者共通の留意事項

- 「協議」及び「指示」については、対等性及び透明性確保のため、書面により実施しなければならない。 ※【書面主義の徹底】
- 契約書に定めのない事項については、必要に応じて、受注者と発注者が協議して定める場合において、権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 業務の履行に必要な設計条件等について確認を行うことが重要である。
- 業務工程の共有や速やかに、かつ適切な回答に努めることが重要である。
- 当初発注時の合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。

## (2) 設計図書変更の基本事項

- 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を 避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務実施時期等の平準化を 図る必要がある。また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越(翌債) の適切な運用を行う。
- 当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の 遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及 び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)の変更の円滑化を図る必要がある。
- 必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含める)を明示した仕様書等を 作成するとともに、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。

#### (3) 設計図書変更の基本事項

- 指名通知又は入札公告等があった時点で設計図書を確認し、疑義が生じた場合には質問をすることが重要である。
- 業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

# 4 設計変更の対象となり得るケース

- (1) 設計変更に不一致又は誤りがある場合の手続き
  - ◆ 設計図書が一致しない場合 (契約書第17条第1項第1号)
  - ◆ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (契約書第17条第1項第2号)

受注者は、図面と仕様書が一致しない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求し、発注者は、それが誤っている場合には、設計図書を訂正する必要がある。

また、設計図書に誤謬又は脱漏がある場合、受注者は直ちに発注者に通知し、発注者はその内容の確認調査を行い、必要に応じて設計図書の設計図書の訂正又は変更を行う。

### 【具体的な事例】

- ◆ 設計図書が一致しない。
- 図面と設計書(金抜き)の条件、数量等の記載が一致しない。
- ◆ 設計図書に誤謬、脱漏がある。
- 貸与された資料と公示されている数量に誤りがある。
- 必要な工種の設計について、 明示がない。
- 設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がない。
- 基準点測量に係る等級選定、電子基準点測量の実施、水準測量の実施が適正に計上されていない。
- 機械ボーリング箇所 (φ66 mm) でのサンプリングの実施や、サンプリングのための機械ボーリング (ノンコア) が計上されていない。
- 「予備設計あり」で道路詳細設計を受注したが、概略設計までしか実施していない。

#### (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

◆ 設計図書の表示が明確でない場合 (契約書第17条第1項第3号)

設計図書の表示が明確でないとは、表示が不十分、不正確、不明確で、実際の業務にあたってどのように履行して良いか判断がつかない場合などである。

設計図書の表示が明確でない場合には、受注者は直ちに発注者に通知し、発注者はその 内容の確認調査を行い、必要に応じて設計図書の設計図書の訂正又は変更を行う。

## 【具体的な事例】

- 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されて いない。
- 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確である。
- 既設計で記載されているはずの座標値が、設計図に未記入。
- 関連する他の業務等との業務範囲が、明確ではない。
- 設計図書において、オールコアボーリングかノンコアボーリングか条件明示されてない。 また、ノンコアボーリングで計上しているにも関わらず、オールコアボーリングを指示 された。
- 橋梁および道路設計において、河川条件が設計図書に明示されておらず、河川条件設定 のための検討が必要となった。

## (3) 設計図書と現場の不一致がある場合等の手続き

- ◆ 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が一致しない場合 (契約書第 17 条第 1 項第 4 号)
- ◆ 予期することのできない特別な状態が生じた場合 (契約書 第 17 条第 1 項第 5 号) 自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的 な条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が、実際と相違する場合には、受注者は直ちに 発注者に通知し、発注者はその内容の確認調査を行い、必要に応じて設計図書の設計図書 の訂正又は変更を行う。

#### 【具体的な事例】

- ◆ 設計図書に明示された条件との不一致
- 現地の地形や地質条件が、既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討 するべき項目が増えた。
- 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更することが必要となった。
- 既存平面図と現地の地形で相違があり、現地測量を追加する必要が生じた。
- ◆ 予期することのできない特別な状況
- 業務履行中に、業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、業務の続行ができ なくなった。
- 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行ができなくなった。
- 業務を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により 設計が変更になった。
- 構造物設計において、当初発注は詳細設計のみであったが、現地条件を確認の結果から 予備設計の工法比較選定の必要が生じた。
- 指針改定等により、既存の設計成果をそのまま後続作業に引用できないため、既存成果 を修正する必要が生じた。
- 業務履行中に、業務対象範囲で地下埋設物等を発見し、調査等が必要となった。
- その他、 新たな制約等が発生した場合。

## 図1 設計図書に誤りがある場合等の変更手続き ※契約書第17条

発注者

受注者

請求内容を確認するため、調査の実施 を決定 (契約書第 17 条第 2 項) 直ちに発注者に通知し、確認を請求 (契約書第 17 条第 1 項)

発注者、受注者立会いの上、調査を実施 (契約書第 17 条第 2 項)

受注者の意見を聴いた上で結果を取りま とめ、調査後14日以内に受注者に通知 (契約書第17条第3項) 調査後 14 日以内に通知できない理由があるときは意見し、結果(指示)の通知受ける (契約書第 17 条第 3 項)

必要がある場合、発注者が設計図書の訂 正又は変更 (契約書第17条第4項)

履行期間又は業務委託料を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して決定 (契約書第 23 条及び第 24 条)

※履行期間を変更する場合は、必要に応じて次駐車に対して、業務工程表の提出を請求できる。 (契約書第3条第3項)

## (4) 発注者が必要と認める場合の手続き

◆ 設計図書又は業務に関する指示の変更内容を発注者に通知して設計図書等を変更場合 (契約書第 18条)

発注者は、業務の履行途中において、設計図書の内容を変更せざるを得ない事態が生じた場合、自らの意思で設計変更を行うことができる。

#### 【具体的な事例】

- 地元調整、関係機関協議等の結果、業務範囲、業務内容、業務日・時間等の変更を行う 必要が生じた。
- 設計図書に明示している以外の、検討範囲や数量を変更することとなった。
- 契約後に判明した事象により、やむを得ず検討業務の変更を行う必要が生じた。
- 設計図書に明示していない成果品が必要になり、それに伴い検討業務も追加となった。
- 設計検討の結果、擁壁等の新たな工種の追加や、当初必要と考えていた工種が、不要と なった。
- 設計検討の結果、設計延長や数量が増減したことに伴う変更があった。 (一体不可分な工種に限る)
- 当初、構造物詳細設計で発注されたが、施工計画を考慮した構造検討(極力、交通規制 しない構造形式選定)が必要となったため、予備設計を追加した。
- 構造物詳細設計において、詳細地形図、地質調査が実施されておらず、協議を行い、別 業務で実施した。

## 図2 発注者が必要と認める場合の変更手続き ※契約書第18条

設計変更の必要があると判断 (契約書第 18 条)

発注者が設計図書の変更を行い、受注者 にその内容を通知 (契約書第 18 条) 通知を受け、通知内容に対し回答 (契約書第 18 条)

履行期間又は業務委託料を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して決定 (契約書第 23 条及び第 24 条)

※履行期間を変更する場合は、必要に応じて次駐車に対して、業務工程表の提出を請求できる。 (契約書第3条第3項)

#### (5) 業務中止の場合の手続き

◆ 受注者の責めに帰すことができないものにより、業務を一時中止させなければならない 場合 (契約書第 19条)

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や、天災等で受注者の責めに帰さない事由により、業務を行うことができないと認められるときは、発注者は業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

また、必要があると認められるときは、委託期間若しくは委託料の額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### 【具体的な事例】

- 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- 環境問題等の発生により、業務の続行が不適当又は不可能となった。
- 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した、又は受注者側若しくは発注者側が非常 体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適当又は不可能となった。
- 関係機関との協議が思うように進まず、回答待ちの期間が長くなった。
- 被災箇所の調査等、緊急対応が生じた。

## 図3 業務中止の場合の変更手続き ※契約書第19条

発注者

受注者

受注者の責めに帰すことができない事由により、業務を遂行することができないと認められる場合、又は発注者が必要と認める場合(契約書第 19 条第 1、2 項)

発注者は、必要があると認められるときは、履行期間の全部又は一部の業務を 一時中止させなければならない

(契約書第 19 条第 1、2 項)

発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更 (契約書第 19 条第 3 項) 通知された内容の業務を一時中止

業務の一時中止に伴う増加費用等が 発生した場合、事前協議のうえ発注者 に請求できる

履行期間又は業務委託料を変更する必要がある場合は、発注者・受注者協議して決定 (契約書第 23 条及び第 24 条)

※履行期間を変更する場合は、必要に応じて次駐車に対して、業務工程表の提出を請求できる。 (契約書第3条第3項)

## (6) 履行期間を延長する場合の手続き

◆ 受注者の請求による履行期間を延長変更する場合 (契約書第21条)

受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求することができる。

#### 【具体的な事例】

- 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- 天災等により、業務の履行に支障が生じた場合。
- 関係機関協議によって、設計条件を決定する必要があったが、関係機関との調整に時間 を要したため、工程が遅延した。
- 関係機関協議が長引き、道路縦断線形の決定までに想定以上の期間(3箇月程度)を要したため、工期の延伸が必要となった。

## 図4 受注者の請求による履行期間を延長する場合の変更手続き ※契約書第21条

発注者

受注者

受注者の責めに帰すことができない事由により、業務を履行期間内に完成することができない場合、履行期間の延長請求ができる(契約書第 21 条第 1 項)

発注者は、必要と認めるときは、履行期間 を延長しなければならない

(契約書第 21 条第 2 項)

その理由を明示した書面により、発注者に 履行期間の延長請求ができる (契約書第 21 条第 1 項)

発注者の責めに帰すべき事由による場合、業務委託料について必要と認められる変更を行う

(契約書第 21 条第 2 項)

履行期間を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して決定 (契約書第 23 条)

※履行期間を延長変更する場合、受注者は延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更業務工程表を 提出する。(契約書第3条第3項)

## (7) 履行期間を短縮等する場合の手続き

◆ 発注者の請求による履行期間の短縮等の場合 (契約書第22条)

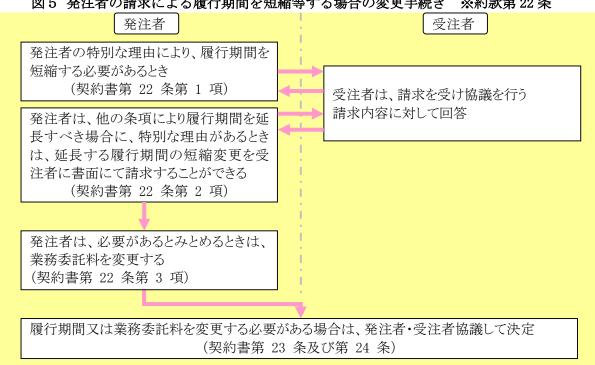
発注者は特別な理由により、履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮等 を請求することができる。

発注者は、必要に応じて業務委託料を変更しなければなりません。

## 【具体的な事例】

- 一部業務の取り止めや変更に伴い、必要最低限の履行期間に見直す必要が生じた。
- 供用開始の前倒しに伴い、早期に工事を発注する必要が生じ、当初履行期限よりも前倒 しで成果品が必要となった。

## 図 5 発注者の請求による履行期間を短縮等する場合の変更手続き ※約款第22条



※履行期間を変更する場合は、必要に応じて次駐車に対して、業務工程表の提出を請求できる。 (契約書第3条第3項)

#### (8) 「設計図書の点検」 の範囲を超える場合の手続き

◆ 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合 (共通仕様書の点検に関する条項)

共通仕様書に基づく「設計図書の点検」の結果、点検の範囲を超える作業を実施する必 要が生じた場合は、協議により適切に変更を行う。

#### 【具体的な事例】

- 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要とな った場合。
- 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果品が古い基準に基づくものであり、 新しい基準に基づく再検討が必要となった場合。
- 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合。
- 既存成果の照査。(応力計算、関係機関協議結果、詳細な配筋図等)

## 図6 「設計図書の点検」の範囲を超える場合の変更手続き ※共通仕様書の点検条項

発注者

受注者

請求を受けたとき、又は自らその事実を 発見したときは、調査の実施を決定 (契約書第 17 条第 2 項) 設計図書の点検結果を発注者に通知し、 その確認を請求

(契約書第 17 条第 1 項第 1、2 号)

発注者、受注者立会いの上、直ちに調査を実施 (契約書第 17 条第 2 項)

受注者の意見を聴いて結果を取りまとめ、 調査後14日以内に受注者に通知 (契約書第17条第3項) 調査後 14 日以内に通知できない理由があるときは意見し、結果(指示)の通知受ける (契約書第 17 条第 3 項)

必要がある場合、発注者が設計図書の 訂正又は変更(契約書第17条第4項)

設計図書の訂正又は変更が行われた場合に、発注者は必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更し、必要な費用を負担(契約書第 17 条第 5 項)

履行期間又は業務委託料を変更する必要がある場合は、発注者・受注者協議して決定 (契約書第 23 条及び第 24 条)

※履行期間を変更する場合は、必要に応じて次駐車に対して、業務工程表の提出を請求できる。 (契約書第3条第3項)

# 5 設計変更の対象とならないケース

#### (1) 基本事項

◆ 具体例などの場合においては、原則として契約書第23条及び第24条の変更はできない。 ただし、契約書第25条(臨機の措置)の場合はこの限りではない。

### (2) 設計変更の対象とならない場合の具体例

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に 判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
- 発注者と「協議」はしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- 契約書・共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合 (契約書第 17~24 条、共通仕様書〔設計業務〕第 1121~1124 条、〔測量業務〕第 1122 ~1125 条、〔地質・土質調査業務〕第 122~125 条、〔用地調査等業務〕第 23 条)
- 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合
- 受注者から、設計図書等の変更を伴わない業務の提案があり、発注者の「承諾」により 業務を実施した場合

# 6 設計変更の手続き

# (1) 設計変更の手順

表 4 発注時、着手前、履行中における設計変更の手順

表4 発注時、看手削、腹行中における設計変更の手順						
	発注者	受注者				
発注時	【設計図書の作成】 受注者が適切な見積・履行が出来るように、設計図書に履行条件等を明示する。 【質疑応答書等に対する回答】	【質疑応答書による条件確認】 入札時に設計図書に疑義のあるとき は、質疑応答書等で発注者に確認し、 早期に解消する。				
	≪入札・契約≫					
	【書面主義の徹底】 ※契約書第2条 口頭のみの協議は、トラブルの元となる 必ず書面により行うこと。	ため、設計変更に係る協議・指示・承諾等は、				
着手前	<ul><li>【照査に対する回答通知】</li><li>○確認事項の回答・設計主旨を説明。</li><li>○変更が生じる場合、内容等に関する調査・協議を行う。</li></ul>	【設計図書の照査】 適切な履行のため、着手前に設計図書 を照査し、確認資料等を作成し、発注者 に確認する。				
	<	【回答通知に対する承諾】				
	《業務》	着手≫				
	【協議に対する回答通知】 現場状況の変化など、履行内容等を 見直す必要が生じた場合、受注者に対 し、見直し内容や費用負担に関し、迅 速かつ的確な回答を書面により行う。	【現場状況との相違に関する協議】 設計図書と現場状況が異なるなどの 状況が発生した場合、速やかに発注者へ 書面にて通知し、確認を請求する。				
履行中		【回答通知に対する承諾】 独断で履行した場合、設計変更の対象 にならないため、変更契約成立後もしく は書面による協議成立後に履行する。				
	【 <b>発注者の意思による変更通知</b> 】 変更通知に対する資料作成を行う。	【変更通知に対する承諾】				
設計変更	【変更設計図書の作成】 上記で双方合意した事項に基づき 変更設計図書を作成する。	【変更設計図書の受領と業務の履行】				
≪契約変更の手続き≫						

## (2) 設計変更の手続きフロー

## 図7 条件変更等により設計変更する場合の手続き ※契約書第17条第1項の場合

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
- (5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

#### 発注者

上記の一つに該当する事実を発見 (契約書第 17 条第 2 項)

請求を受けたとき、又は自らその事実を発見したときは、調査の実施を決定 (契約書第 17 条第 2 項) 受注者

上記の一つに該当する事実を発見 (契約書第 17 条第 1 項)

設計図書の点検結果を発注者に通知し、 その確認を請求

(契約書第 17 条第 1 項)

発注者、受注者立会いの上、直ちに調査を実施 (契約書第 17 条第 2 項)

受注者の意見を聴いて結果を取りまとめ、 調査後14日以内に受注者に通知 (契約書第17条第3項) 調査後 14 日以内に通知できない理由があるときは意見し、結果(指示)の通知受ける (契約書第 17 条第 3 項)

必要がある場合、発注者が設計図書の 訂正又は変更(契約書第17条第4項)

設計図書の訂正又は変更が行われた場合に、発注者は必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更し、必要な費用を負担(契約書第 17 条第 5 項)

履行期間又は業務委託料を変更する必要がある場合は、発注者・受注者協議して決定 (契約書第 23 条及び第 24 条)

変更内容・変更根拠の明確化、変更図面、変更数量計算書等の変更設計図書の作成

【設計審査の対象業務】

業務委託料 500 万円以上、又は概算工事費

2000 万円以上が見込まれる設計業務

設計審査対象

変更設計審査

Yes

No

※原則14日以内

設計変更の決裁 (決裁区分による)

履行期間の変更又は業務委託料の契約変更を行う(契約書第23条及び第24条)

## 7 関連事項

## (1) 既存設計等の誤りに関する取扱い

設計図書の点検において、既存業務の成果品に誤り等があることが発見された場合、受 注者は速やかにその事実を、発注者に報告しなければならない。

報告を受けた発注者は、既存業務の受注者に対して、成果品の欠陥及びその原因について調査を指示し、事実関係の確認を行うものとする。

その結果、誤りが先に契約した受注者の責にある場合は、契約書第39条に基づき『瑕疵担保』の請求を求めるものとし、速やかに修正させ、修正後の成果品を後で契約した受注者へ提示することとする。

なお、誤りの原因が発注者の責による場合は、その費用は発注者が負担するものする。

また、その場合の修正を、先に契約又は後で契約した受注者のどちらかに行わせるかは、修正の内容及び効率的な業務の推進等を考慮のうえ、適切に判断するものとする。

ついては、責任の所在を明確にしないまま費用負担も行わずに、安易に後で契約した受注者に修正を行わせることは、厳に慎まなければならない。

## (2) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、考え方を理解し、適切に取り扱う必要がある。

#### ◆ 指定・任意の定義

業務を完了するために必要な一切の手段について

- 指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合 □ [指定]
- 上記以外の場合

発注者は、指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があることから、履行条件明示をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

表5 指定・任意の考え方

衣3 相応・伝感の考え力					
区分	指定	任意			
【設計図書】 (履行方法等の条件) 履行方法等には、指定 と任意があり、発注に おいては、指定と任意 の部分を明確にする 必要がある。	履行方法等について設計図書等 に具体的に指定、明示する。 (契約条件として位置づける。) 変更をする場合は、発注者の指 示、又は、承諾が必要。	履行方法等について具体的には 指定しないので、受注者の任意で 変更可能だが、業務計画書の修正、 提出等は必要。 発注者の考え方を参考図や参考 資料として提示する場合がある。 任意については、受注者が自ら の責任で行うもので、履行方法等 の選択は、受注者の裁量に委ねら れている。 (変更の対象としない。)			
【履行方法の変更が ある場合】	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。			
【当初明示した条件 の変更がある場合】	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。			

## (3) 円滑な設計変更

#### <入札前>

発注者は、設計図書について、適切な条件明示がなされているか、設計書と図面に矛盾がないかなどを良く確認し、適正な設計図書の作成に努めなければならない。

発注者は、入札参加者が契約書、設計図書及び現場条件等に疑義がある場合に、提出する質問書に対して、受注者にとって入札条件の確認機会であることを十分に認識し、不明確な条件明示とならないように適正に回答しなければならない。

#### <業務履行中>

発注者は、当初設計において適切な条件明示の徹底を図る必要があるが、履行中における 適切な設計変更を行うためには、打合せ協議において、履行条件の共通理解を十分に図るこ とが重要である。

高品質な成果品を作成するためには、受発注者でより良好な協働環境を構築することが不可欠であり、そのためには受注者・発注者間のコミュニケーションが重要となる。

また、コミュニケーションを取ることにより、設計変更に係る協議の円滑化にも繋がる。 さらに、発注者へ成果品を納入した後、工事の受注者(施工者)に対して設計の思想等を 共有することで、工事目的物の品質を向上させることができる。

業務履行中及び業務完了後において、業務委託の受注者(設計者等)が関わる事項を整理 し、受発注者双方の共通認識を図ります。

また、対応期限の明確化や履行状況の報告、確認を定期的(毎月末もしくは発注者の指示による)に行うことで状況の把握をし、受注者・発注者双方がそれぞれ業務の進捗状況や懸案事項等の情報、考えを共有して、業務に反映させることが重要となります。

ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応をする ことをいう。

なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応を行う。 【共通仕様書〔設計業務〕第1111条、〔測量業務〕第1112条、

〔地質・土質調査業務〕第112条、〔用地調査等業務〕第9条】

#### 図8 円滑な設計変更の手続き ※契約書第2条

発注者

受注者

発注者は、契約書に定める「指示」、「請求」、「通知」、「承諾」、「質問」、「解除」は、書面により行うことを原則とする (契約書第2条第1項) 受注者は、契約書に定める「請求」、「通知」、「報告」、「申出」、「承諾」、「回答」、「解除」は、書面により行うことを原則とする (契約書第2条第1項)

発注者・受注者は、契約条項の規定に基づき協議を行うときは、協議の内容を記録する (契約書第 2 条第 3 項)

発注者及び受注者間の情報共有により、適正な業務監理が可能となり、課題の早期解決を図ることができる

# [資料]

## ◆ 松江市土木設計業務等委託契約書(抜粋)

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、 前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者 は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協 議の内容を書面に記録するものとする。

#### (業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発 注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、 受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求するこ とができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### (条件変更等)

- 第 17 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見した ときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する 必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結 果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない 理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することがで きる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (設計図書等の変更)

第 18 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書 又は業務に関する指示(以下この条及び第 20 条において「設計図書等」という。)の変更 内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注 者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者 に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (業務の中止)

- 第 19 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下この条及び第 28 条において「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第 20 条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良 事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図 書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めると きは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認め られるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第 21 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間の延長をしなければならない。発注者はその履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第 22 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の 短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第 23 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第 21 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第 24 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (臨機の措置)

- 第25条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

#### (一般的損害)

第26条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第28条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

## (第三者に及ぼした損害)

- 第27条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により 第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された 部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注 者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管 理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前 3 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

- 第28条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者いずれの責めに帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下この条及び第46条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であっ て立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額

に限る。) 及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下第6項において「損害合計額」という。) のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
  - (1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

- 第29条 発注者は、第7条、第16条から第22条まで、第25条、第26条、前条、第32条 又は第38条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合におい て、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計 図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注 者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、 発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第32条 発注者は、第30条第3項若しくは第4項又は第36条第1項若しくは第2項の規 定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用すること ができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって、受注者 に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。